

○滝川市の規程の準用に関する規程

制 定 昭和61年3月31日 訓令第2号
改 正 平成27年6月5日 訓令第2号

(趣旨)

第1条 石狩川流域下水道組合の運営に関し必要な規程は、特別の定めのあるものを除くほか、滝川市規程を準用する。

(準用規程)

第2条 準用する滝川市規程は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 滝川市事務決裁規程 (昭和55年滝川市訓令第3号)
- (2) 滝川市文書事務取扱規程 (平成4年滝川市訓令第3号)
- (3) 滝川市公用文に関する規程 (平成7年滝川市訓令第5号)
- (4) 辞令規程 (昭和46年滝川市訓令第8号)
- (5) 滝川市職員服務規程 (昭和46年滝川市訓令第9号)
- (6) 滝川市職員の勤務評定及び自己申告に関する規程 (昭和46年滝川市訓令第10号)
- (7) 滝川市物品等区分取扱規程 (昭和57年滝川市訓令第7号)

(施行細目)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この訓令は公布の日から施行し、昭和60年12月1日から適用する。

附 則 (平成27年6月5日訓令第2号)

この規程は公布の日から適用する。